

第 142 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 12 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 142 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 6 月 12 日 (月) 午後 2 時 01 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 6 月 12 日 (月) 午後 2 時 22 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (16 人)

会 長	1 番	赤 石	敏 文				
会長職務代理	10 番	中 村	文 男				
委 員	2 番	石 橋	薫	3 番	堀 内	重 男	
	4 番	砂 庭	周 平	5 番	工 藤	信 仁	
	6 番	佐々木	一 雄	7 番	三 浦	恵美子	
	8 番	松 村	範 明	9 番	滝 田	信 彦	
	11 番	河守田	雄 一	12 番	野 田	清 八	
	13 番	山 田	憲 幸	14 番	川守田	雄 一	
	15 番	梅 内	勝 治	16 番	奥 瀬	修 一	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	松 橋 悟
主 幹	佐 藤 慶
総括主査	沼 畑 ゆ き 子

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第 1 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6	議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 7	議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	<p>ただいまから、第 142 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、ご出席をいただきありがとうございます。サクランボのシーズンに入る忙しい時期を迎えており、皆さまも草刈りなど機械を使った作業には十分注意していただきたいと思います。それでは議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 16 名全員となっております。委員定足数に達しておりますので、第 142 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 1 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 のぶひと 5 番 工藤 信 仁 委員 6 番 佐々木 一雄 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 1 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 1 2 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、いずれも所有権の移転に関するものがあります。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>梅内 勝治 調査員</p>
梅内調査員	<p>15番 梅内から説明いたします。</p> <p>去る6月1日、奥瀬委員と中央公民館において、議案第12号議案第13号及び議案第14号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第12号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第12号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第13号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
梅内調査員	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>梅内 調査員</p> <p>議案第13号について、農地法第4条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号1番の申請理由は、申請人が所有する申請地に売電のための太陽光発電施設を建設するためです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹</p> <p>番号1番について、補足いたします。 申請地の位置ですが、福地・法師岡地区で、南部町役場から南東約2.5kmの距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の周囲は自己所有の畑、その北側及び東西側は山林、南側は崖地となっています。 申請人は太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。非農地及び第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われます。 なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われます。また、当該農地には賃借権は設定されておりません。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。 第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第13号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第13号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第14号について、ご説明いたします。 農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p>

	<p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。 梅内 調査員</p>
<p>梅内調査員</p>	<p>議案第14号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号1番の申請理由は、譲受人が売電のための太陽光発電施設を建設するために申請地を取得するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>番号1番について、補足いたします。 申請地の位置ですが、福地・杉沢地区で、南部町役場から南東約3.9kmの距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の南北側は小集団の畑、東西側は原野となっています。 申請人は太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。非農地及び第3種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、当該農地の申請はやむを得ないものであると思われます。 なお、自己資金で建設する予定であり、設計図面や計画内容から見て、資力・信用の観点から問題ないと思われます。 また、当該農地には賃借権は設定されておりません。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。 第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第14号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第14号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>

<p>佐藤主幹</p>	<p>次に、日程第7 議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第15号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は5件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は2年6ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は9年9ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は9年9ヶ月、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号4番の利用目的は畑、期間は4年、10a当たりの賃借料は年額1,392円です。</p> <p>番号5番の利用目的は畑、期間は4年、10a当たりの賃借料は年額1,470円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第15号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第142回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時22分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月12日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員